

エレベーター保守点検業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、西部運転免許センター及び東部運転免許センターにおけるエレベーター（以下「本エレベーター」という。）の保守・点検等に関し、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、本エレベーターに関し、本契約書及び別紙仕様書で定めた業務（以下「本件業務」という。）を、乙に委託し、乙はこれを受託する。

（用語の定義）

第2条 本契約書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「保守」とは、エレベーターの清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。
- (2) 「点検」とは、エレベーターの損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。以下、本件業務の一部において遠隔監視又は遠隔点検を行う場合にあっては、遠隔監視又は遠隔点検を含む。
- (3) 「フルメンテナンス契約」とは、定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行う契約方式をいう。
- (4) 「POG契約」とは、「Parts・Oil・Grease」の略で、定期的な機器・装置の保守・点検のみを行う契約方式で、別紙仕様書の別表2「対象機器」において定める部品交換対象を除き、劣化した部品の取替えや修理等を含まないものをいう。
- (5) 「法定検査等」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第12条第3項に基づき行われる検査及び同法第12条第4項に基づき行われる点検をいい、エレベーターの所有者又は国の機関の長等が、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者（以下「資格者等」という。）に行わせることをいう。
- (6) 「業務担当者」とは、別紙仕様書の別表3「業務担当者（代替要員）の資格と実績の名称及び内容」に示すエレベーターの保守・点検に関する社内資格、法定検査の公的資格（昇降機検査資格者等）などの資格を保有するとともに、本エレベーターと同型又は類似のエレベーターの保守・点検実績を有し、本件業務の主たる業務（本件業務のうち、現場で行う保守・点検作業をいう。以下同じ。）を現場において担当する者をいう。
- (7) 「代替要員」とは、乙の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者に代わって本件業務の主たる業務を現場において担当する者をいう。この場合に

において、業務担当者に求められる資格及び実績を有していること。

(本契約の対象となるエレベーター及び契約方式等)

第3条 本契約の対象となるエレベーター及びその点検・部品交換対象は、別紙仕様書の別表1「保守点検対象設備一覧」及び別表2「対象機器」のとおりとする。

2 甲は、本エレベーターの遠隔監視、遠隔点検又は法定検査等を乙に委託することができるものとし、本契約に係るそれぞれの委託の有無は、別紙仕様書の別表1「保守点検対象設備一覧」のとおりとする。

(委託料の額及び支払方法)

第4条 甲は、乙に対して委託業務を行うための費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

なお、支払回数および金額については別添「業務内訳書」のとおりとする。

2 乙は、業務実施月の業務終了後、第7条第3号の承認を受けた後に、委託料のうち別添「業務内訳書」のとおり当該月分の委託料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受理した場合は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

4 本契約締結時に本エレベーターの法定検査等が含まれない場合であっても、後日、甲は乙に法定検査等を依頼することができ、乙がそれを受諾するときの費用及び支払方法は、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

5 甲は、第1項の委託料のほか、乙が本件業務及び前項の業務を実施するのに伴い必要となる水道光熱費及び通信費（乙の負担と定めているものを除く。）を負担するものとする。

(業務実施計画書等の提出)

第5条 乙は、この契約締結後、速やかに様式1「業務実施計画書」及び様式2「業務代理人等通知書」に必要な書類を添付して、甲に提出しなければならない。

(業務従事者通知)

第6条 乙は、委託業務を実施するにあたって、あらかじめ様式3「業務従事者通知書」を甲に提出し、甲の承諾を得た後でなければ当該業務に従事させてはならない。これらの者を変更した場合も同様とする。

(乙の責務)

第7条 本契約に基づく乙の責務は、次のとおりとする。

(1) エレベーターの保守・点検をする者として一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本件業務を行うこと。

(2) 業務担当者又は代替要員を、緊急時を除き、主たる業務の作業に従事させ又は立ち会わせること。

(3) 本件業務の結果を第13条の定めに従い、乙は、各月の委託業務が終了した場合は、

速やかに様式4「委託業務実績報告書」に必要な書類を添付して甲に提出し、承認を受けなければならない。

- (4) 安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を伝えるとともに、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。

(甲の責務)

第8条 本契約に基づく甲の責務は、次のとおりとする。

- (1) 乙が使用上の注意事項を提示したときは、その事項を遵守し、本エレベーターを安全に運行させるよう努めること。
- (2) 本エレベーターに運行上の不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該エレベーターの使用中止その他の必要な措置を講じるとともに、直ちに乙にその旨を連絡するものとし、独自の判断によって機器類に手を加えないこと。
- (3) 乙に本エレベーターの本件業務を行わせるに当たって、乙が必要とする作業時間及びエレベーターの停止期間の確保、かつ情報の提供に協力するとともに、乙が安全に本件業務に従事することができるよう配慮すること。
- (4) 乙に法定検査等を委託したときは、法定検査等の業務を十分に行うことができるよう作業時間及びエレベーターの停止期間の確保に協力すること。

(申出義務)

第9条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(第三者への再委託)

第10条 乙は、甲の了解を得なければ、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 乙が甲の了解を得て本件業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 再委託した第三者の名称、その他甲が報告を求めた事項を再委託した業務の開始前に甲へ報告すること。ただし、緊急時の業務等、乙が事前に報告することが困難なときは、業務後、速やかに報告をすれば足りるものとする。
- (2) 再委託した本件業務について、甲に対して責任を負うこと。特に、再委託した第三者においても適切な対応がなされるよう、再委託契約においても各条の趣旨を踏まえた規定を置くこと。

(乙の所有機器等)

第11条 乙は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、別紙仕様書に記載の乙所有の機器・部品・備品・電話回線等（以下「乙所有機器」という。）を対象昇降機又は建物に設置するものとする。なお、設置にあたっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。

- 2 乙所有機器の設置費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は甲の意向による乙所有機器の修理、取替等に要する費用は、甲の負担とする。
- 3 甲は、乙の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。
 - (1) 乙所有機器を設置場所から移動すること。
 - (2) 乙所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。
 - (3) 乙所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。
- 4 甲は、乙所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、ただちに乙に通知するものとする。
- 5 乙は、本契約が終了したときは、乙所有機器を速やかに撤去し、甲は乙による撤去のための建物の立ち入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、乙は、撤去工事を行うときは、甲に対して事前に通知するものとする。
- 6 乙所有機器の撤去費用は乙の負担とし、撤去工事に伴って通常生じる建物の修復に要する費用は甲の負担とする。ただし、本契約の終了が乙の責めに帰すべき事由による場合は、撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は乙の負担とする。

(業務担当者)

第12条 乙は、本契約締結後、速やかに、本契約の業務担当者を定め、その氏名及び別表3に示す資格と実績の名称及び内容を、甲又は甲が委託した者に通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、乙が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。

- 2 本契約の存続期間中において、乙が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。
- 3 乙は、乙の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者の代替要員を置くことができる。代替要員を置くにあたっては、乙は第1項の規定を準用し、その旨を甲に通知しなければならないものとする。

(作業報告書等)

第13条 乙は、本件業務の結果について、甲に対し文書で報告しなければならない。

- 2 乙は、不具合、事故などに対応したときは、甲に対し文書で報告しなければならない。
- 3 乙は、甲の求めがある場合、本件業務の状況について甲に対し必要に応じた説明をしなければならない。
- 4 乙は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに甲に報告しなければならない。この場合、甲及び乙は、必要に応じて、その対応について協議を行うものとする。

(書類の貸与等)

第14条 甲は、乙の求めに応じて、本エレベーターに関する次の各号に掲げる書類を乙に貸与し、又は閲覧させるものとする。

- (1) 建築確認・検査の関係図書（建築確認図書に添付された「保守点検の内容」に関す

る書類を含む。)

(2) 乙以外の者が行った、本エレベーターの保守・点検、不具合、事故及び災害に関する過去の作業報告書

(3) 法定検査等に関する過去の報告書

(4) 欠陥等について製造業者が講じた措置に関する報告書（該当事案がある場合に限る。）

(5) その他適切に保守・点検の業務を行うために必要な書類（製造業者が作成した保守・点検に関する書類がある場合はそれを含む。）

2 乙は、前項の書類の貸与を受けた場合において、本契約が終了したとき、別紙仕様書の変更等により不用となったとき又は甲から請求されたときは、当該書類を速やかに乙に返却しなければならない。

3 甲は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに乙に提供するものとする。この場合、甲及び乙は、必要に応じてその対応について協議を行うものとする。

（守秘義務）

第15条 乙は、正当な理由なくして、本契約及びその遂行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了した場合も、同様とする。

（個人情報の保護）

第16条 甲及び乙は、個人情報保護法を遵守するものとする。甲及び乙が個人情報取扱業者に該当しない場合であっても、同法の規定の趣旨に従った個人情報の取扱いを遵守するものとする。この契約が終了した場合も、同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第17条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡すること又は承継させることはできない。

（乙の債務不履行責任）

第18条 甲は、乙が本契約に違反した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

2 甲は、前項の損害が生じたことを知ったときは、乙に対し、速やかに通知するものとする。

（契約の解除）

第19条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときはその理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。

- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(委託期間)

第20条 この委託契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託業務費等の変更)

第21条 甲及び乙は、本契約締結後の諸材料の価格、労務費等の変動、法令改正その他の事由により第4条の委託料を変更する必要があるときは、協議の上、本契約を変更することができる。

(委託料の処理)

第22条 甲又は乙が第19条の規定により契約を解除した場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(解除後の委託業務実績報告書の提出)

第23条 甲が第19条の規定により契約を解除した場合は、乙は解除後10日以内に第7条第3号の委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償責任)

第24条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第19条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第19条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(誠実義務等)

第25条 甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。

2 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

(臨機の措置)

第26条 乙は、設備の維持管理上特に必要と認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第27条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、静岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特記事項)

第28条 本契約における特記事項については、特記事項欄に記載するとおりとする。

〔特記事項欄〕

特記なし

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
 静岡県知事 鈴木 康 友

(乙)

様式 1

業 務 実 施 計 画 書

- 1 委託業務の名称 西部運転免許センター他エレベーター保守点検業務
- 2 施 行 箇 所 浜松市浜名区小松3220 西部運転免許センター
沼津市足高字尾上241－10 東部運転免許センター
- 3 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

業 務 内 容	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式2

業 務 代 理 人 等 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 西部運転免許センター他エレベーター保守点検業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

3 業務代理人等の職名氏名

区 分	職名	フリガナ 氏 名	経 歴 等	生 年 月 日
業 務 代 理 人			別紙のとおり	
主 任 技 術 者			〃	

上記のとおり業務代理人等を定めたので、通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式3

業 務 従 事 者 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 西部運転免許センター他エレベーター保守点検業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

項番	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日

上記のとおり業務従事者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

所 在 地

受託者 商号又は名称

氏 名

委 託 業 務 実 績 報 告 書

- 1 委 託 業 務 の 名 称 西部運転免許センター他エレベーター保守点検業務
- 2 施 行 箇 所 浜松市浜名区小松3220 西部運転免許センター
沼津市足高字尾上241-10 東部運転免許センター
- 3 報 告 対 象 期 間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

上記委託業務を実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名